

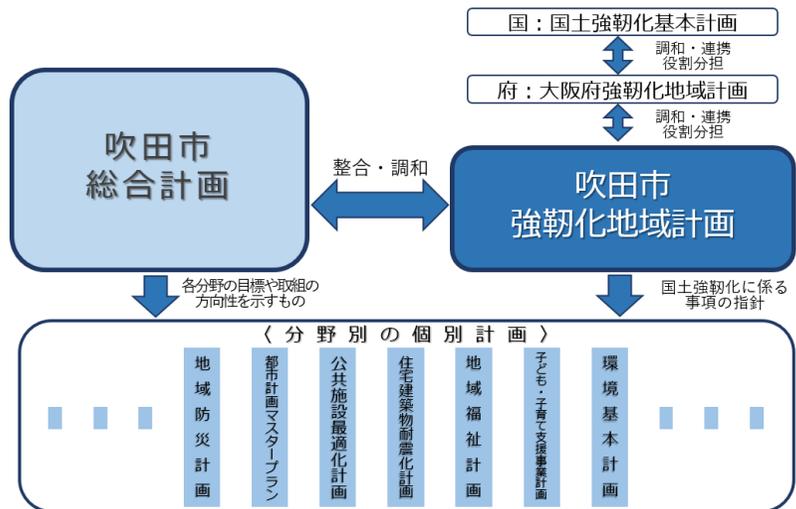
# 吹田市強靱化地域計画 概要版

## 1 計画の策定趣旨

- ◆国土強靱化とは、大規模自然災害等に備えるため、予断を持たずに最悪の事態を念頭に置き、従来の狭い意味での「防災」の範囲を超えて、まちづくり政策も含めた総合的な対応を計画的に実施し、強靱な国づくり、地域づくりを推進するものです。
- ◆国においては、平成25年（2013年）12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）が公布、施行され、平成26年（2014年）6月には、基本法に基づき、「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という。）が策定されました。平成30年（2018年）12月には、基本計画が見直され、取組の加速化、深化を図ることとされ、政府一丸となって取組が推進されています。
- ◆本市においても、基本法の趣旨や過去の災害の教訓を踏まえ、自然災害によって致命的な被害を負わないだけの「強さ」と、被災後も地域活動などが可能な限り速やかに回復することができるだけの「しなやかさ」をもった「強靱な地域」をつくりあげるための取組を取りまとめ、推進していくために「吹田市強靱化地域計画」を策定するものです。

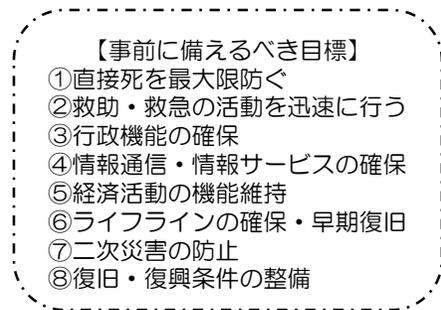
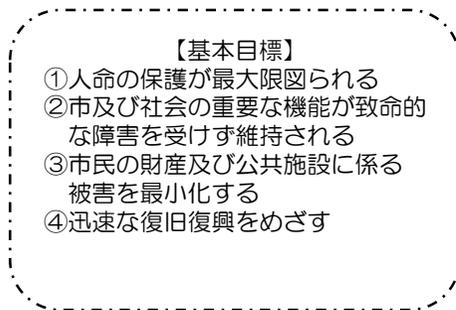
## 2 計画の位置付け・計画期間など

- ◆計画の位置付け  
本計画は、基本法第13条に基づく「国土強靱化地域計画」であり、国の基本計画及び大阪府強靱化地域計画と調和を保った計画です。また、「吹田市総合計画」「吹田市地域防災計画」と整合・調和を図るとともに、国土強靱化に係る事項については、分野別の個別計画の指針と位置付けます。
- ◆計画期間  
計画期間は、令和2年(2020年)12月～令和7年度(2025年度)までの、おおむね5年間とします。ただし、計画期間中も必要に応じて見直しを行います。



## 3 基本的な考え方

- ◆対象：地震、風水害（台風、豪雨、高潮、土砂災害等）の大規模自然災害
- ◆目標：国・大阪府と同様の4つの「基本目標」、8つの「事前に備えるべき目標」



## 4 脆弱性評価の実施と計画の推進

- ◆脆弱性評価の実施  
本市における、起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を設定（裏面参照）し、リスクに対しての必要な取組の分析、現状の進捗状況の把握を実施しました。評価に当たっては、防災に関する総合的かつ基本的な計画である「吹田市地域防災計画」や各部局の運営方針・各計画等との整合を図り、進捗状況や達成度をできるだけ定量的に把握します。
- ◆施策の重点化  
国の「国土強靱化年次計画2020」で示された15の「重点化すべきプログラム」、5の「重点化すべきプログラムと関連の強いプログラム」を参考に、市として重点化すべき14の「起きてはならない最悪の事態」に対応する重点事項を設定しました。取組について優先順位付けを行い、影響の大きいものや緊急度の高い事業を「重点事項」として設定することで、効果的・効率的に強靱化を進めます。
- ◆施策の進捗管理  
個別の施策の進捗管理、評価等（PDCA）については、基本的には総合計画やそれぞれ関連付けられる計画において行うこととし、強靱化に関連する他の計画を見直す際には、本計画との整合性について留意するものとします。

番号	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）		
1	◎	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
2	◎	1-2	住宅密集地や大規模集客施設等における大規模火災による多数の死傷者の発生
3	◎	1-3	突発的又は広域にわたる市街地等への浸水及び長期的な冠水による多数の死傷者の発生
4	◎	1-4	土砂災害（深層崩壊）等による死傷者の発生
5	◎	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
6		2-2	長期にわたる孤立地域等の同時発生
7	◎	2-3	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
8		2-4	想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱
9	◎	2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給、必要な水資源の途絶による医療機能の麻痺
10		2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
11	◎	2-7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
12		3-1	被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱
13		3-2	庁舎被災による市役所機能の大幅な低下
14		3-3	地域の防災行政施設と行政職員の被災による機能の大幅な低下
15	◎	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
16		4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
17	◎	4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
18	◎	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下及び食料等の安定供給の停滞
19		5-2	エネルギー供給の停止による、社会経済活動等の維持への甚大な影響
20		5-3	重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
21		6-1	電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPGガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
22	◎	6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
23		6-3	下水処理施設やごみ処理施設等の長期間にわたる機能停止
24	◎	6-4	交通インフラの長期間にわたる機能停止
25		6-5	防災インフラの長期間にわたる機能不全
26	◎	7-1	地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
27		7-2	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺
28		7-3	ため池等の損壊・機能不全による道路機能の停止、浸水被害による死傷者の発生
29		7-4	有害物質の大規模拡散・流出による被害の拡大
30		7-5	農地・森林等の被害による土地の荒廃
31		8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
32		8-2	復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
33		8-3	広域地盤沈下による長期にわたる浸水被害等の発生により復興が大幅に遅れる事態
34		8-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失
35		8-5	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
36		8-6	風評被害や信用不安による生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による市内経済等への甚大な被害

（注）◎は重点化